

地下に埋設される地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の危険物施設に係る 漏れの点検周期及び点検の方法に係る事項

○点検の対象

漏れの点検は、**地下貯蔵タンク・FRP外殻及び地下埋設配管**（以下「地下貯蔵タンク等」という。）について実施することとされています。また、これら地下貯蔵タンク等のうち、漏えいをごく初期段階で検知することができるとともに、漏えい範囲を確実に局限化できるものについては、点検が免除されています。（規則第62条の5の2第1項及び第62条の5の3第1項、告示第71条第3項及び第71条の2第2項）

○ 漏れの点検の対象となっていないもの

対 象	点検対象の免除部分
地下貯蔵 タンク	○二重殻タンクの内殻 ○危険物の微少な漏れを検知※1し、その漏えい拡散を防止するための措置※2が講じられているもの
FRP外殻	○FRP外殻と地下貯蔵タンクとの間げきに危険物の漏れを検知するための液体が満たされているもの
地下埋設 配管	○危険物の微少な漏れを検知※3し、その漏えい拡散を防止するための措置※4が講じられているもの

※1 直径0.3mm以下の開口部からの危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視していることが必要です。（例：タンク内の高精度液面計設置等）

※2 タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクの周囲に設けられていること。ただし、内面に腐食を防止するためのコーティングを講じた地下貯蔵タンクにあってはこの限りです。

※3 直径0.3mm以下の開口部からの危険物の漏れを検知することができる設備により常置監視していること。

※4 次のいずれかの措置が講じられていること。

- ・さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下埋設配管の周囲に設けられていること。
- ・当該配管に電気防食の措置が講じられていること。
- ・当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものであること。

○ 点検の範囲は

地下貯蔵タンク・地下埋設配管の危険物に接するすべての部分（外殻については、規則第24条の2の2第3項の規定により地下貯蔵タンクを被覆したすべての部分）
について漏れの点検が必要です。

(1) 地下貯蔵タンク：地下貯蔵タンクの最高液面より下部

(2) FRP外殻

(3) 地下埋設配管：通常の使用形態により危険物と接する部分（注入管や送油管等のうち地下貯蔵タンク内に存する部分を除く。）

○ 点検の方法等

ア 漏れの点検の方法として、次の方法が規定されています。(告示第71条第1項及び第2項並びに第71条の2第1項)

(ア) 地下貯蔵タンク・地下埋設配管

「ガス加圧法」、「液体加圧法」、「微加圧法」、「微減圧法」及び「その他の方法」が規定されています。

(イ) FRP外殻

「ガス加圧法」、「減圧法」及び「その他の方法」が規定されています。

イ 「その他の方法」については、技術革新により新たな点検方法の開発等が予想されることから、具体的な実施方法は限定せず、漏れの点検として必要な精度(=直径0.3mm以下の開口部又は当該開口部からの危険物の漏れを検知することができる精度)等が規定されています。

○ 点検周期

(1) 点検周期の区分

漏れの点検の周期は、対象となる設備等の種類に、設置年数や不具合発生時の対策等を加味して規定されています。(規則第62条の5の2第2項及び第62条の5の3第2項告示第71条第4項及び第71条の2第3項)

対 象		点検周期
地下貯蔵タンク	下記以外	1年以内
	次のいずれかに該当するもの ○ 完成検査(設置・交換)を受けた日から15年を超えないもの。 ○ 危険物の漏れを覚知※1し、その漏えい拡散を防止するための措置※2が講じられているもの。	3年以内
地下埋設配管	下記以外	1年以内
	次のいずれかに該当するもの ○ 完成検査(設置・交換)を受けた日から15年を超えないもの。 ○ 危険物の漏れを覚知※1し、その漏えい拡散を防止するための措置※3が講じられているもの	3年以内
FRP外殻		3年以内

※1 危険物の漏れを次のいずれかにより1週間に1回以上確認していることが必要です。

- 漏えい検査管(区画内設置)
- 在庫管理(貯蔵・取扱い数量の1/100以上の精度)

※2 タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクの周囲に設けられていること。ただし、内面に腐食を防止するためのコーティングを講じた地下貯蔵タンクにあつてはこの限りではありません。

内面の腐食を防止するためのコーティングは、告示第4条の47の2の規定及び「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」(平成22年7月8日付け消防危第144号)によることとなります。

※3 地下埋設配管にあっては、当該配管に電気防食の措置が講じられている場合又は当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではありません。

(2) 既設の製造所等に係る経過措置

既設の製造所等の地下貯蔵タンク及び地下埋設配管については、点検周期の延長要件について、改正省令により経過措置が設けられており、具体的には下表に掲げる改正省令附則第3項第1号又は第2号のいずれかの措置が規定されています。

根拠規定	既設の製造所等に係る延長要件	点検周期
改正省令 附則第3 項第1号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 漏えい検査管により1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。 ○ 地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に電気防食の措置が講じられており、又は地下貯蔵タンク※1及び地下埋設配管<u>※2が設置される条件の下で腐食するおそれのないものであること。</u> 	3年以内
改正省令 附則第3 項第2号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 漏えい検査管を用いるとともに、危険物の貯蔵又は取扱い数量の1/100以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。 ○ 当該製造所等の関係者は、在庫管理等について計画を定め、市町村長等に届け出※3すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 在庫管理に係る従事者の職務・組織 ・ 在庫管理に係る従事者の教育 ・ 在庫管理の方法 ・ 危険物の漏れが確認された場合に取りるべき措置 ・ その他必要な事項 	3年以内

設置される条件の下で腐食するおそれのないもの

※1 エポキシ樹脂、タールエポキシ樹脂又は強化プラスチックによる被覆が施されたものが一般的に該当します。

※2 FRP配管・合成樹脂配管等の地下埋設配管が該当します。なお、鋼管に防食被覆を施したものは該当しません。

在庫管理等に係る計画の届出について

※3 届出に係る様式については、「地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書」をダウンロードして下さい。